

第二部【企業情報】

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構の2015年度から2019年度までの経営成績は、以下のとおりです。

独立政法人国際協力機構

(単位：百万円)

事業年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	438,382	432,401	401,044	406,172	415,837
経常費用	337,021	346,050	332,233	337,489	321,510
経常利益 ※1	101,361	86,351	68,811	68,683	94,327
臨時利益	3,089	24,196	97	70	16,046
臨時損失	45	66	787	41	16,066
当期総利益	104,659	110,982	83,492	80,939	98,765
資本金 ※2	7,925,375	8,054,680	8,099,860	8,145,870	8,213,180
純資産額 ※3	9,319,233	9,568,651	9,679,785	9,798,310	9,968,298
総資産額	11,830,318	12,119,103	12,550,274	12,917,140	13,144,061
業務活動によるキャッシュ・フロー	△77,772	17,306	46,589	41,684	△180,262
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,522	△37,472	61,984	△16,002	2,060
財務活動によるキャッシュ・フロー	48,016	129,376	44,352	45,703	67,041
資金期末残高	179,146	289,330	440,864	513,244	402,043

(指標等の説明)

※1 経常利益（又は経常損失）＝経常収益－経常費用

※2 資本金＝政府出資金

※3 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金＋評価・換算差額等

2. 沿 革

年 月	国際協力事業団 (JICA)	旧国際協力銀行 (JBIC) 海外経済協力業務
1954年 10月	コロンボプラン加盟、日本の経済協力事業の開始	
1961年 3月		海外経済協力基金 (OECF) 設立 (日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立)
1962年 6月	海外技術協力事業団 (OTCA) 設立	
1963年 7月	海外移住事業団 (JEMIS) 設立	
1966年 6月		OECF 初の円借款契約を締結 (対韓国)
1974年 8月	国際協力事業団 (JICA) 設立 (OTCA、JEMIS、(財)海外貿易開発協会の鉱工業投融资事業、(財)海外農業開発財団の人材養成事業を統合)	
1999年 10月		日本輸出入銀行と OECF の統合により、国際協力銀行 (JBIC) 設立
2007年 5月		円借款供与国数が 100 か国到達

年 月	国際協力機構 (JICA)
2003年 10月	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 設立
2008年 10月	独立行政法人国際協力機構は、10月1日付でそれまでの技術協力に加え、旧 JBIC の海外経済協力業務 (現在の有償資金協力業務) と、外務省の無償資金協力業務の一部を承継。(旧 JBIC の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫に承継され、2012年4月1日に同公庫から分離して株式会社国際協力銀行となりました。)

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）の定めるところにより、2003 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、2006 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき 2006 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の独立行政法人国際協力機構法を「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、2008 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

当機構の目的は、JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

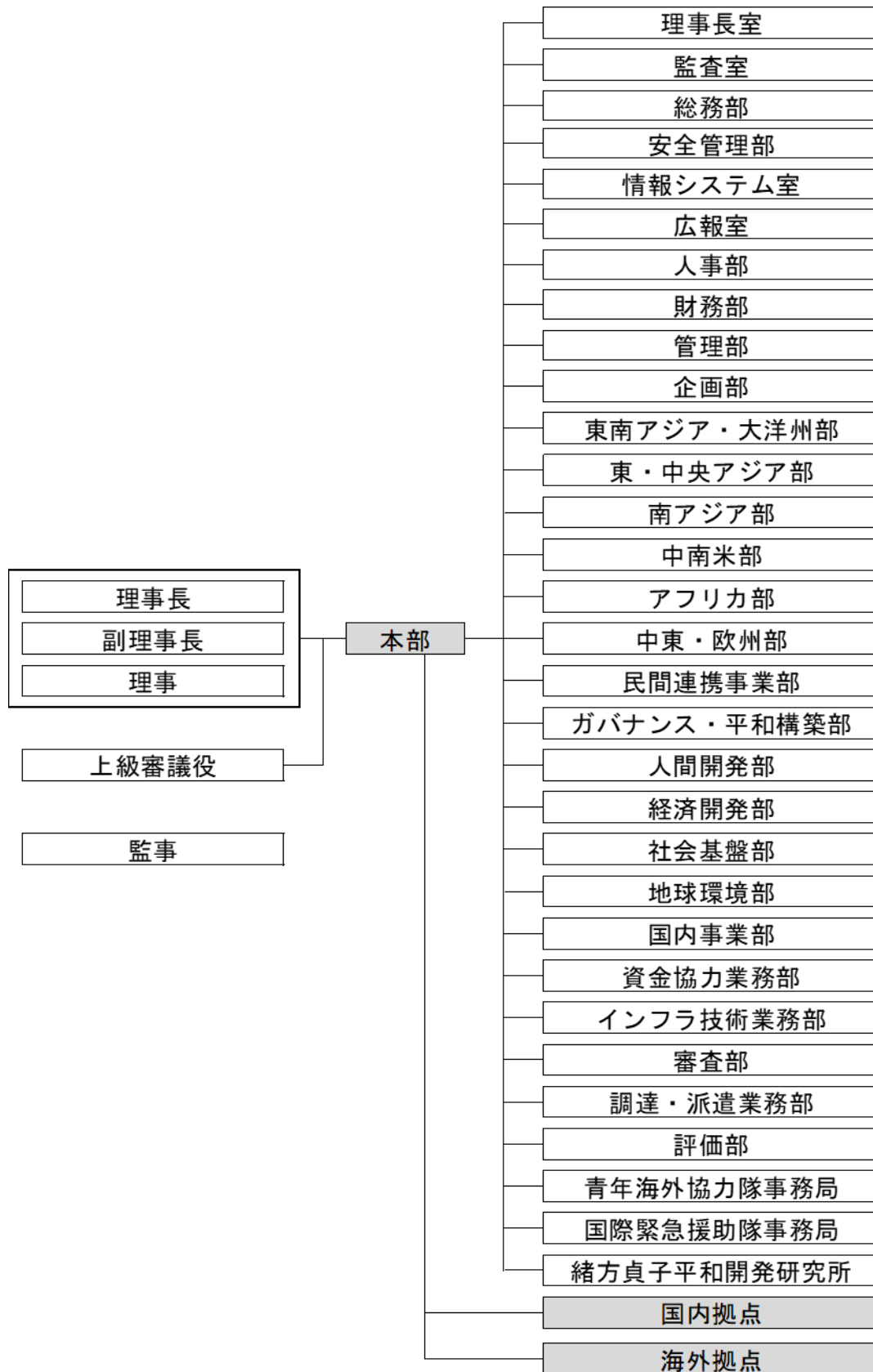
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、2008 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、2008 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、2009 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

2020 年 3 月 31 日現在、当機構の資本金は 8,213,180 百万円です。

(3) 組織図 (2020年12月1日現在)



(4) 日本政府との関係について

① 主務大臣について

当機構の主務大臣は次のとおりとされています（JICA 法第 43 条第 1 項）。

(ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除きます。）については、外務大臣

(イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣

(ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、理事長及び監事の任命（通則法第 14 条）及び解任（通則法第 23 条）、業務方法書の認可（通則法第 28 条）等を行います。また、業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせること、又は業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 4 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 5 項及び第 23 条第 4 項）。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められています（通則法第 29 条）。当機構は主務大臣より指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。なお、第 4 期中期目標及び第 4 期中期計画（中期目標期間：2017 年 4 月～2022 年 3 月）は以下から参照できます。

「独立行政法人国際協力機構中期目標」（第 4 期）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

「独立行政法人国際協力機構中期計画」（第 4 期）

https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/chuki_keikaku04.pdf

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から内閣へ送付され内閣より国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請に係る事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が 2003 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、2003 年度より主務大臣から金融庁に検査権限の一部が委任されて、旧 JBIC は金融庁の検査対象となりました。当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（JICA 法第 39 条）。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、JICA 法第 17 条により、

(ア) 後述 (イ) に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（以下「一般勘定」といいます。）

(イ)有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。）に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA 一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によるとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して、財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます（JICA 法第 5 条第 2 項）。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます。（通則法第 46 条）。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入を行なうことができます（通則法第 45 条）。

当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入又は国際協力機構債券を発行することができます（JICA 法第 32 条）。

また政府は、予算の範囲内において、国際協力機構債券に係る債務について、保証契約を行なうことができます（JICA 法第 34 条）。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり、同勘定の資本金及び準備金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっています（JICA 法第 33 条）。また、当機構は毎事業年度の債券発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません（JICA 法第 32 条第 3 項）。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。また、有償資金協力勘定においては、半期ごとに財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています（JICA 法第 28 条）。当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています（通則法第 39 条）。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならず（通則法第 41 条）、主務大臣により選任されます（通則法第 40 条）。

(v) 民間金融機関との関係（有償資金協力業務）

有償資金協力業務においては、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず（JICA 法第 14 条第 1 項）、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合（同条第 2 項）、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合（同条第 3 項）に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができます。

(vi) 開発途上国政府、国際機関、市民社会、民間企業との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフへのアドバイスや技術的な支援のほか、研修・招聘を通じた人的ネットワークの構築を行っており、また、海外の援助機関とも協働して援助方針の調整や事業等を行い、開発途上国の開発計画づくり、人材育成と経済・社会発展に協力しています。他援助機関との関係については、国連機関（国連開発計画（UNDP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、など）、国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）など）、及び二国間援助機関（米国国際開発庁（USAID）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、ドイツ

復興金融公庫（KfW）、フランス開発庁（AFD）、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金（EDCF）など）や新興ドナー（中国輸出入銀行、タイ周辺国経済開発協力機構（NEDA））などとの間で、トップマネジメント・レベル及び実務・現場レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換や人材交流等を行っています。こうした開発途上国政府や援助機関の協力関係の構築は、ノウハウや知見の共有だけでなく、開発効果の最大化や成果の持続性の点から高い意義があります。例えば、他援助機関との協調融資による事業の実現・拡大や、相手国政府・援助機関間での調達・財務管理手続きの調和化などの取組は、開発効果をより増大させるとともに、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、効率的な事業の実施と開発途上国政府のオーナーシップの向上に繋がっています。

当機構は地方自治体、大学、NGO、民間企業との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。特に、開発途上国の社会経済開発における民間部門のプレゼンスの増大と、SDGs の経営戦略への取り込み等の民間企業の活動の変化に伴い、民間部門との連携を強化しております。2008年10月の新 JICA 発足を機に民間連携室（現民間連携事業部）を設置して以降、民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、開発途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、開発途上国・民間企業・ODA が Win-Win-Win の関係となることを目指して関連する事業を行ってきました。そして、周辺環境整備（企業活動に関連する周辺的なニーズへの対応（インフラ整備のみならず、政策・制度整備や人材育成を含む）、海外投融资、中小企業等の海外展開支援、その他 CSR 活動や開発途上国の社会的・経済的課題の解決に貢献するビジネスとの連携など、民間企業との連携を通じて開発途上国の発展に貢献する取組を行っています。また、2019年には、JICA は、「民間企業との連携強化方針」を策定し、企業との共創を通じた開発効果の拡大及び地方創生を含む我が国経済への貢献に向けて体制整備等の取り組み方針を定めています。

(vii) 持続可能な開発目標（SDGs）における国際協力機構債券の位置づけ

日本政府の SDGs 達成に向けた実施指針である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016年12月22日決定）において、国際協力機構債券（社会貢献債）の発行が資金動員（国内の民間資金を開発途上国のために動員する）の具体的施策のひとつに位置づけられました。これは、SDGs 達成に向けた開発途上国の取組について、公的資金のみならず、民間資金も動員して支援する、という考えに基づくものです。

「持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策」における当機構の債券発行の位置づけは以下のとおりです。

具体的施策および概要	社会貢献債の発行（JICA） JICA 債の発行を通じて国内の民間資金を成長市場である開発途上国のために動員する
該当する SDGs の目標およびターゲット	「持続可能な開発目標（SDGs）」目標 17（実施手段）： 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 「持続可能な開発目標（SDGs）」ターゲット 17.3： 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する

「SDGs 実施指針改定版」（2019年12月20日、一部改訂）においても、「環境・社会・ガバナンスの要素を考慮する ESG 金融やインパクトファイナンス、ソーシャルファイナンス、SDGs ファイナンス等と呼ばれる経済的リターンのみならず社会貢献債としての JICA 債の発行など社会的リターンを考慮するファイナンスの拡大の加速化が、SDGs 達成に向けた民間資金動員の上で重要である。」とされており、SDGs 達成のために民間資金を動員するツールとして明記されています。

上記の内容は首相官邸及び外務省のホームページで公表されています。

「持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策（付表）」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryoushi.pdf>

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（外務省仮訳）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf>

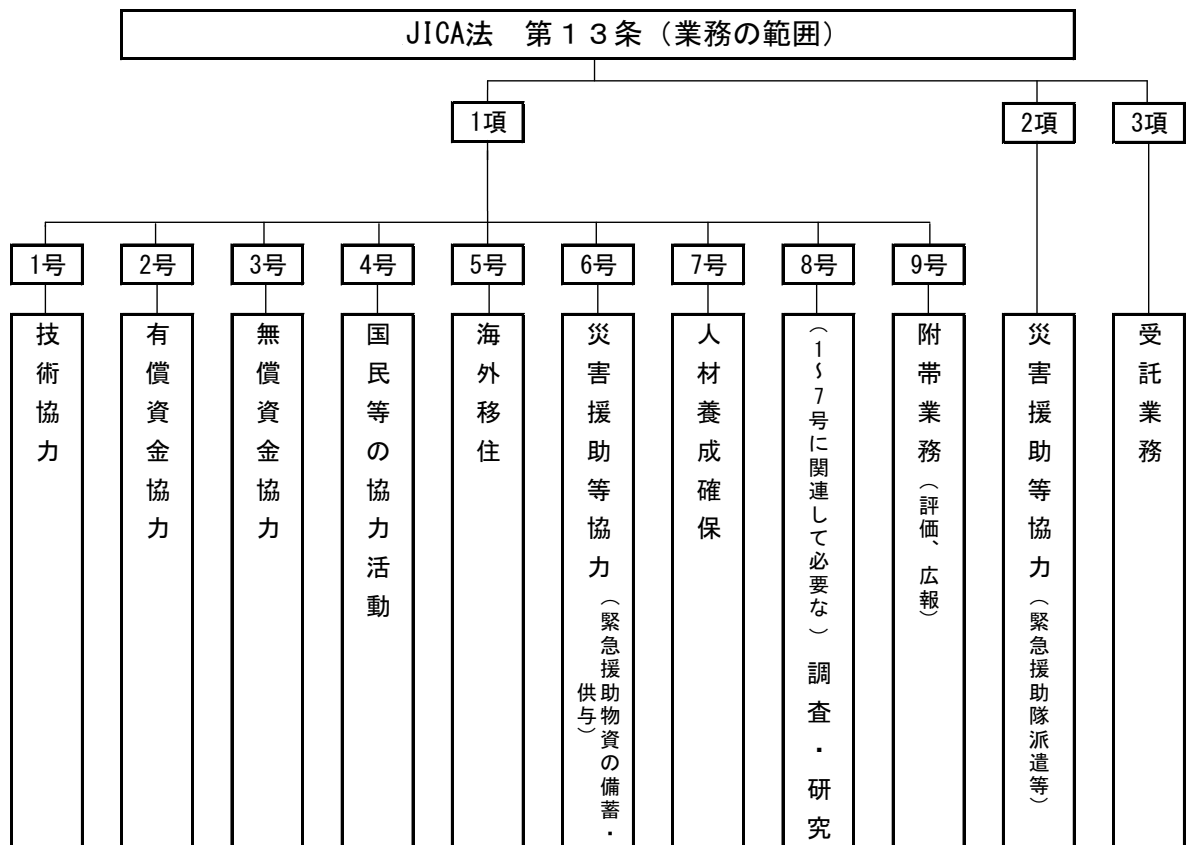
「SDGs 実施指針改定版」（2019 年 12 月）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/siryoul.pdf>

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、2008 年 10 月 1 日付で旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、JICA 法第 13 条に以下のように定められております。主な事業については、以下の①～⑥のとおりです。



① 技術協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 1 号）

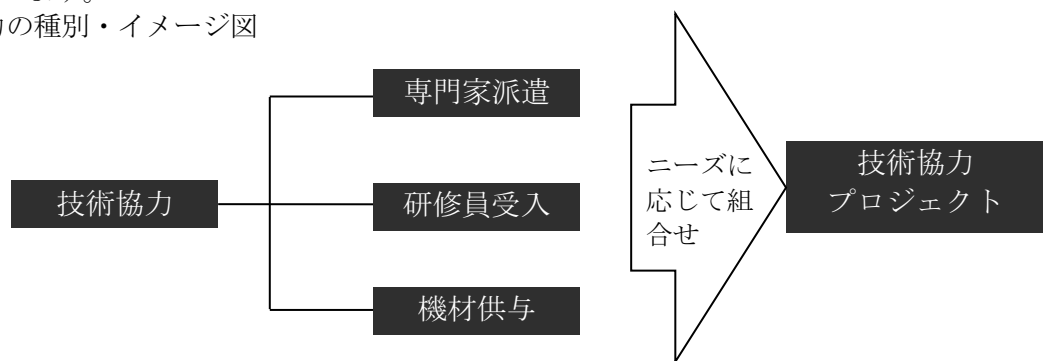
技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上、組織強化、政策・制度の改善及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としています。

- ・ 専門家派遣：開発途上国に日本人専門家（必要に応じ第三国の専門家）を派遣し、当該国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを実施。
- ・ 研修員受入：開発途上国で開発の中核を担う人材に対して必要な技術や知識に関する研修を実施（主に日本、必要に応じ相手国や第三国でも実施）。

- ・ 機材供与：専門家などが効率的な協力を実施するに当たって、必要な機材を相手国に供与。
- ・ 技術協力プロジェクト：一定の成果を一定の期間内で達成することを目的に、予め合意した協力計画に基づき、目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を最適な形で組み合わせて実施。
- ・ 開発計画調査型技術協力：公共事業計画策定や政策立案に係る支援を主目的とするものであって、その過程において、相手国の行政官等に対し、調査・分析手法や計画策定手法の技術移転も実施。

協力分野は、農業開発、運輸交通、産業開発、保健医療、教育に加え、近年では、法整備、公共財政管理、金融市場開発、平和構築・復興、環境・気候変動対策等多様化しており、その広範な分野で日本の技術やノウハウを相手国の指導的役割を担う人材に伝え、それが更に相手国の組織・社会に広く伝播することにより、相手国の発展に寄与することを期待しています。また技術協力は、“人を介した協力”であるため、両国国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

技術協力の種別・イメージ図



② 有償資金協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号）

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件（譲許的な条件）で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助のことを指し、「円借款」と呼ばれる開発途上国の政府若しくは政府機関・地方公共団体、又は国際機関向けの融資業務と「海外投融資」と呼ばれる民間部門等への出資・融資業務が存在します。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信などの経済社会発展を支える基幹インフラの整備が不十分です。また、HIV/エイズやマラリア、先般の新型コロナウイルスなどの感染症、気候変動、大気や水の汚染、紛争・テロなどの地球的規模の問題も顕在化しています。開発途上国が上記の課題を克服し、経済的自立を達成するためには、経済社会基盤の底上げが必要ですが、開発途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難です。円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取り組みを支援しています。

開発途上国の経済成長や貧困削減のためにはその国自らのオーナーシップが必要不可欠です。資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップ・自助努力をより一層後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

当機構は有償資金協力業務においても、国際社会の共通目標である SDGs や、日本政府の「開発協力大綱」を踏まえ、「質の高い成長」、「平和構築の促進」、「地球規模課題への取り組みの強化」等へ貢献する分野への支援を積極的に行ってきました。円借款による支援地域は、日本と地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、これまで合計 109 カ国に及ぶ幅広い国と地域を支援しています。

また、2015 年 11 月 21 日にマレーシアのクアラルンプールにて行われた ASEAN ビジネス投資サミットにおいて、安倍総理大臣（当時）より「質の高いインフラパートナーシップ」を踏まえた円借款・海外投融資の制度拡充策について発表され、2016 年 5 月 26 日から 27 日に開催された G7 伊勢志摩サミットでは、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」が発表されました。更に 2019 年 6 月 28 日から 29 日に開催された G20 大阪サミットでは「質の高いイン

「フラ投資原則」が首脳宣言に盛り込まれました。これらを受けて、当機構は財務健全性を確保することを前提としてドル建て借款やハイスpekク借款の適用拡大、STEP 制度の改善やユーロ建て海外投融資の検討等、円借款・海外投融資の利便性のさらなる向上に取り組んでいきます。

円借款の種類はニーズによって様々なものがあり、次のように大別されます。

1) プロジェクトタイプ

- ・ プロジェクト借款：道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設等、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や土木工事等の実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。
- ・ エンジニアリング・サービス借款：プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成等）を本体業務に先行して融資するものです。ただし、プロジェクト借款同様にフィージビリティ調査（F/S）等が終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。
- ・ 開発金融借款（ツーステップ・ローン）：借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等の当該国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業等の特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金がわたるまでに段階が 2 つ以上の金融機関を経由する手順となるので、ツー・ステップ・ローン（Two Step Loan :TSL）とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与できるとともに、金融機関を仲介させることによって、当該金融機関の能力強化や金融セクター開発を図ることができます。
- ・ セクターローン：複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務及びコンサルティングサービスの費用を融資し、あわせて当該セクターの政策、制度改善を図るものです。

2) ノン・プロジェクトタイプ

- ・ 開発政策借款：政策改善と制度全般の改革を行おうとしている開発途上国を支援するための借款です。従来の構造調整借款とは異なり、より長いタイムスパンでの国家戦略、又は貧困削減戦略実施等を支援するものです。近年は、その方向性に沿った改革項目が当該国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約が締結、資金が供与され、当該国予算に組み込まれるタイプのもの（バックワード・ルッキング型といいます。）が、主体となっています。達成の確認の際には、将来の改革項目についても協議し、長期的な枠組みのもと、改革を支援するものです。この借款の場合、国際開発金融機関（世界銀行等）との協調融資の形をとることが多くあります。

また日本政府及び当機構は、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援する海外投融資機能の再開に係る議論を進めました。2012 年 10 月 16 日のパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合においてその本格再開が決定され、2020 年 11 月末現在、当機構として 41 件の投融資案件を調印しております。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応できない案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

円借款供与条件表
(2020年10月1日以降に事前通報を行う案件に適用)

所得階層	一人当たり GNI	条件	適用金利	基準／オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件
LDCかつ貧困国 ^(注1) (US\$ 1,025 以下)		—			0.01	40	10	アンド タイト
LDC 又は貧困国 (US\$ 1,025 以下)		ハイス ペック (注2: 以 下同じ)	固定 金利	基準	0.25	30	10	アンド タイト
				オプション1	0.20	25	7	
				オプション2	0.15	20	6	
				オプション3	0.10	15	5	
		優先条 件 (注3: 以 下同じ)	変動 金利 (注4: 以下同 じ)	長期オプション	¥LIBOR+35bp	40	12	
				基準	¥LIBOR+25bp	30	10	
				オプション1	¥LIBOR+20bp	25	7	
				オプション2	¥LIBOR+15bp	20	6	
			オプション3	¥LIBOR+10bp	15	5		
			固定 金利	基準	0.50	30	10	
				オプション1	0.40	25	7	
				オプション2	0.30	20	6	
		オプション3		0.20	15	5		
		一般条 件	変動 金利	長期オプション	¥LIBOR+45bp	40	12	
				基準	¥LIBOR+35bp	30	10	
				オプション1	¥LIBOR+30bp	25	7	
				オプション2	¥LIBOR+25bp	20	6	
			オプション3	¥LIBOR+20bp	15	5		
			固定 金利	基準	0.60	30	10	
				オプション1	0.50	25	7	
オプション2	0.40			20	6			
オプション3	0.30	15		5				
低・中所得国	US\$ 1,026以上 US\$ 3,995以下	ハイス ペック	固定 金利	基準	0.50	30	10	アンド タイト
				オプション1	0.45	25	7	
				オプション2	0.40	20	6	
				オプション3	0.35	15	5	
		優先条 件	変動 金利	長期オプション	¥LIBOR+85bp	40	12	
				基準	¥LIBOR+65bp	30	10	
				オプション1	¥LIBOR+55bp	25	7	
				オプション2	¥LIBOR+45bp	20	6	
			オプション3	¥LIBOR+35bp	15	5		
			固定 金利	基準	0.95	30	10	
				オプション1	0.75	25	7	
				オプション2	0.60	20	6	
オプション3	0.45	15		5				
一般条 件	変動 金利	長期オプション	¥LIBOR+105bp	40	12			
		基準	¥LIBOR+85bp	30	10			
		オプション1	¥LIBOR+75bp	25	7			
		オプション2	¥LIBOR+65bp	20	6			

				オプション3	¥LIBOR+55bp	15	5	
			固定金利	基準	1.15	30	10	
				オプション1	0.95	25	7	
				オプション2	0.80	20	6	
				オプション3	0.65	15	5	
中進国以上	US\$ 3,996以上	ハイスpek	固定金利	基準	0.70	30	10	アン タイト
				オプション1	0.65	25	7	
				オプション2	0.60	20	6	
				オプション3	0.55	15	5	
		優先条件	変動金利	長期オプション	¥LIBOR+105bp	40	12	
				基準	¥LIBOR+85bp	30	10	
				オプション1	¥LIBOR+75bp	25	7	
				オプション2	¥LIBOR+65bp	20	6	
			オプション3	¥LIBOR+55bp	15	5		
			固定金利	基準	1.15	30	10	
				オプション1	0.95	25	7	
				オプション2	0.80	20	6	
		オプション3		0.65	15	5		
		一般条件	変動金利	長期オプション	¥LIBOR+125bp	40	12	
				基準	¥LIBOR+105bp	30	10	
				オプション1	¥LIBOR+95bp	25	7	
				オプション2	¥LIBOR+85bp	20	6	
			オプション3	¥LIBOR+75bp	15	5		
			固定金利	基準	1.35	30	10	
				オプション1	1.20	25	7	
オプション2	1.00			20	6			
オプション3	0.85	15		5				
STEP (注5)			固定金利	基準	0.10	40	13	タイト
コンサルティングサービス	コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。							
プログラム借款オプション	協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。							
<p>(注1) LDC かつ貧困国は分野にかかわらず0.01%、40年(10年)を適用。LDC かつ貧困国から上位の所得階層に移行する際は、直ちに適用金利を変更せず、3年間の移行期間を設定。</p> <p>(注2) ハイスpek借款は、「質の高いインフラ」を推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用(適用に当たっては具体的な案件毎に検討)。</p> <p>(注3) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。</p> <p>(注4) 円 LIBOR (6 か月物) 部分のみ変動し、スプレッドは固定する Fixed Spread Loan を適用。変動金利の下限金利は0.1%とする。</p> <p>(注5) STEP (本邦技術活用条件) は、OECD ルール上タイト借款が供与可能な案件のうち、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。STEP 対象国は、OECD 公的輸出信用アレンジメント上タイト借款が供与可能な国。但し、LDC (国連開発計画委員会の LDC リスト掲載ページを参照) を除く。</p> <p>(注6) 災害復旧分野(災害復旧スタンド・バイ借款を含む)は所得階層にかかわらず0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンド・バイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。</p> <p>(注7) PPP インフラ信用補完スタンド・バイ借款は所得階層にかかわらず変動金利のみとし、金利6か月 ¥Libor+30~50bp、償還期間は最長40年(最長コミットメント期間=30年+10年)の範囲内で個別に設定する。ただし、短期流動性支援の場合は、10年を償還期間とする。</p>								

(参考)

- ・EPSA（アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ）ソブリン向けは、所得階層に応じて、優先条件を適用（ただし、LDCかつ貧困国については、0.01%、40年（10年）を適用）。
- ・IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。
- ・一般条件及び優先条件の固定金利については、市場実勢を踏まえ、変動金利と等価の金利水準となるよう、定期的に見直すものとする。
- ・中進国以上は固定金利も選択可能であるが、原則変動金利を適用するものとする。

円借款対象国所得階層分類

2020年4月改定

所得階層	一人当たり GNI	
L D C かつ 貧 困 国 (US\$ 1,025 以下)		アフガニスタン、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
L D C 又は 貧 困 国 (US\$ 1,025 以下)		アンゴラ、カンボジア、キリバス、コモロ、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、シリア、スーダン、セネガル、ソロモン諸島、タジキスタン、ツバル、バヌアツ、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ミャンマー、モーリタニア、ラオス、レソト
低・中所得国	US\$ 1,026 以上 US\$ 3,995 以下	インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エスワティニ、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、カメルーン、キルギス、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、ジンバブエ、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モルドバ、モロッコ、モンゴル
中進国以上	US\$ 3,996 以上	アゼルバイジャン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、イラク、イラン、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、北マケドニア、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コソボ、コロンビア、サモア、ジャマイカ、ジョージア、スリナム、スリランカ、赤道ギニア、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナウル、ナミビア、ニウエ、パナマ、パラオ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モーリシャス、モルディブ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア、レバノン

③ 無償資金協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 3 号）

無償資金協力とは、被援助国に対し返済の義務を課さない資金協力のことで、医療や給水、農村開発、運輸交通などの基礎的な分野において、病院、学校、道路等の建設を行う「施設の建設」や、医療機材や教育訓練機材等の調達を行う「資機材の調達」など、主にハード面での協力を行うものです。開発途上国の中でも、所得水準の低い諸国を中心に、当該国の将来にかかわる協力を幅広く行っています。

具体的な対象分野は、保健・医療、公衆衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発、運輸交通、電力、情報通信等の「基礎生活分野」となりますが、近年はこれらに加え、紛争予防、平和構築、地雷対策、テロ・海賊対策、防災・災害復興、環境等、多様化しています。

当機構は、外交政策遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除き、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査」から支払業務等の「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

④ ボランティア事業（JICA 法第 13 条第 1 項第 4 号の一部）

ボランティア派遣事業は、開発途上国からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣します。その主な目的は、（１）開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、（２）異文化社会における相互理解の深化と共生、（３）ボランティア経験の社会還元です。なかでも、青年海外協力隊は事業発足以来 50 年を超える長い歴史を持ち、2020 年 3 月末現在、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアの 4 つの JICA ボランティアプログラムすべての累計派遣者数は 5 万 4,000 人を超えています。

2019 年より、総称を JICA 海外協力隊と改めました。

（i）青年海外協力隊/海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を支援するものです。協力隊員は開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活をともにしながら協力活動を行います。協力分野は、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の 9 分野、職種は約 120 種と多岐にわたります。

（ii）シニア海外協力隊

幅広い技術や豊かな職業経験をもつ人材を募り、開発途上国からの一定以上の経験・技能等が必要な要請に応じて派遣するものです。協力分野は青年海外協力隊/海外協力隊と同様多岐にわたります。

（iii）日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊

中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献するものです。日系社会シニア海外協力隊は、一定以上の経験・技能等が必要な要請に応じて派遣するものです。

⑤ 国際緊急援助（JICA 法第 13 条第 1 項第 6 号及び第 2 項）

大規模な災害が発生した際、特に開発途上国の多くは、経済・社会基盤が脆弱であるため、十分な救援活動を行えないのが実情です。こうした課題にこたえるべく、日本はこれまでの豊富な経験と技術を生かし国際緊急援助を行っています。

1979 年に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まり、1987 年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（通称 JDR 法）が制定され、医療チームに加え、救助チーム、専門家チームの派遣も開始され、当機構が派遣実務を担うことが法的に整理されました。またこの JDR 法の制定に併せ、当機構は世界 4 ヶ所に緊急援助物資用の備蓄倉庫を設置し、被災者に対する緊急援助物資供与事業も開始しました。さらに 1992 年には JDR 法が改正され、国際緊急援助隊として自衛隊部隊の派遣も可能になりました。なお、この JDR 法の改正により、同年に施行・公布された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（通称 PKO 協法力法）との関係も整理され、紛争に起因する災害は PKO 法で対応し、内閣府国際協力平和本部が実務を司り、それ以外の災害（自然災害、ビル倒壊などの人為的災害）は JDR 法で対処することになり、当機構が外務大臣の派遣命令を受けて、以下の国際緊急援助隊を派遣しています。

（i）救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員、医療従事者、当機構職員等から構成され、政府の派遣決定から 24 時間以内に日本を出発することを目標としています。

(ii) 医療チーム

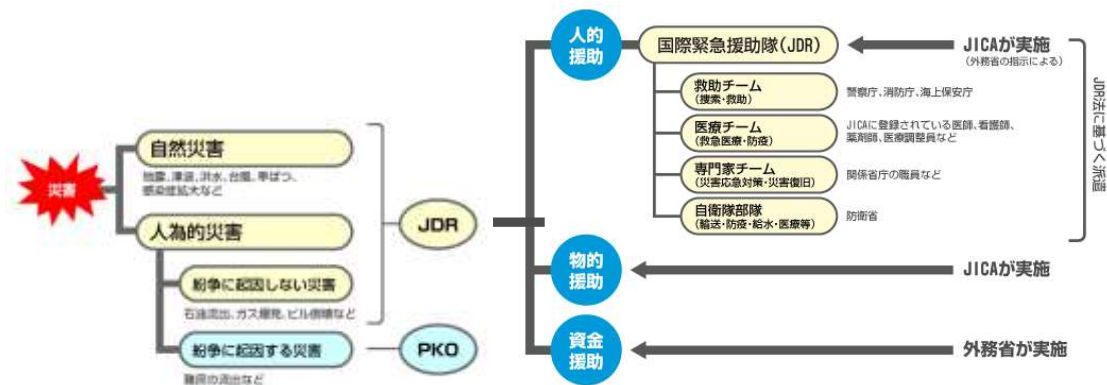
医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、自発的な意志に基づいてあらかじめ登録された医師、看護師、薬剤師、調整員などから編成されます。政府の派遣決定から 48 時間以内に日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

(iii) 専門家チーム

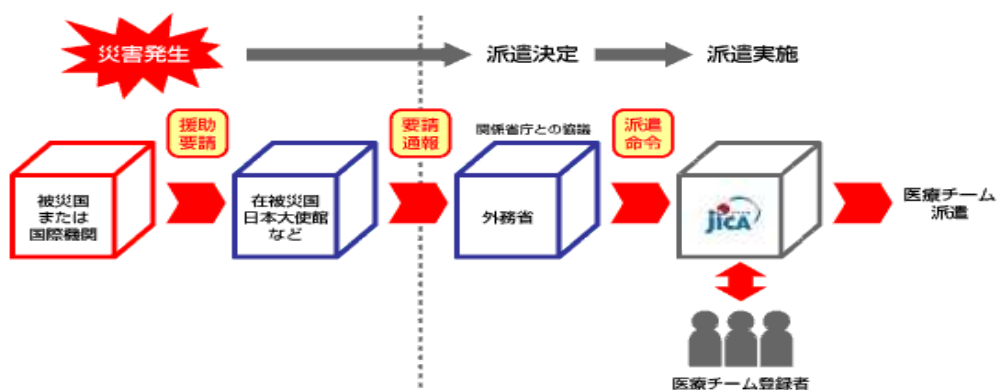
専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。例えば、地震の被災国における建物の耐震性診断や、噴火の恐れがある火山の調査及び噴火予測や被害予測等の活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者などで構成されています。

(iv) 自衛隊部隊

大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動（医療・防疫、給水）や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。



派遣のプロセス：医療チームの場合



⑥ 研究活動（JICA 法第 13 条第 1 項第 8 号）

2008 年 10 月の新 JICA の発足にともない新たに設置された「JICA 研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を

通じて、途上国の開発課題の解決を支援する当機構の事業戦略に貢献していくことを目指しております。

JICA は、故緒方貞子氏の功績を称え、2020年4月1日付で、「JICA 研究所」の名称を「国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所」（略称：JICA 緒方研究所）に変更いたしました。

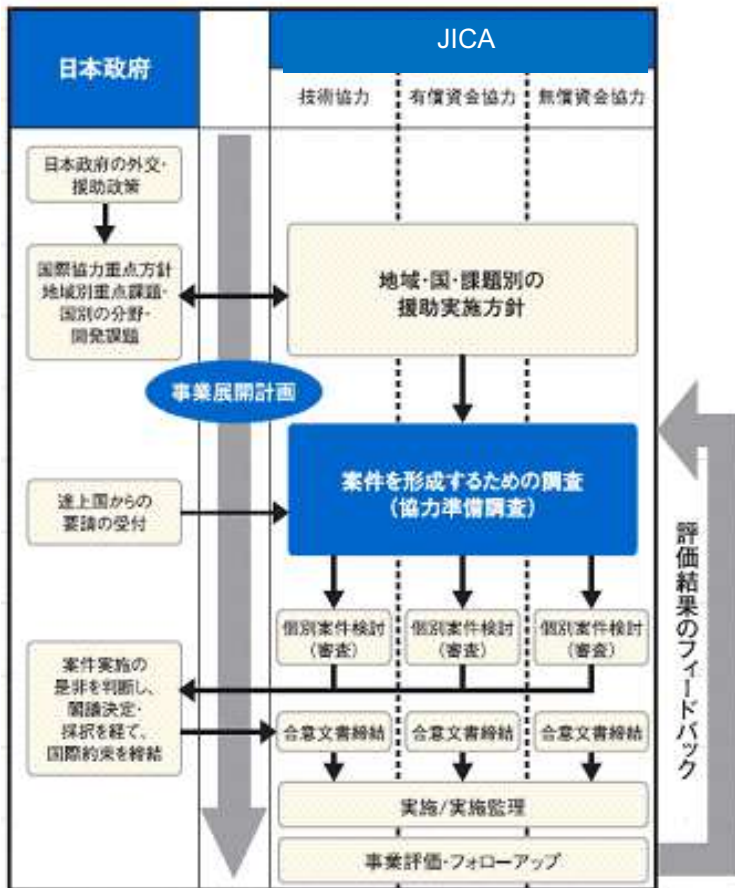
(2) 業務フロー

① 日本政府政策と事業実施

当機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という ODA の 3 つの手法を一元的に実施する機関として、政府が策定する ODA 戦略・政策に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。

特に、被援助国政府から正式な支援の要請を受ける前の段階で相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入したことにより、案件形成から事業実施までを迅速化することが可能となり、計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られています。

JICA の業務の流れ



② プロジェクトの PDCA サイクルにおける評価

PDCA サイクルとは、事業活動の継続的な改善を目的としたマネジメントサイクルであり、Plan、Do、Check、Action の 4 ステップからなります。JICA の事業評価は、援助スキームにかかわらず、プロジェクトの PDCA サイクルと一体不可分の関係にあります。支援の期間や効果発現のタイミング等といった援助スキームの特性を考慮しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックに至るまで、一貫した枠組みによるモニタリングと評価を実施しています。このように PDCA サイクルの各段階でモニタリングと評価を行うことにより、プロジェクトの開発効果の向上に努めています。



3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、JICA 法第 17 条により、
(ア)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（一般勘定）、
(イ)有償資金協力業務に係る勘定（有償資金協力勘定）
に区分して経理を行っております。

② 会計処理基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 28 条に基づき、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期目標の期間の最終年度においては、JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは同条第 2 項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は JICA 法第 31 条第 4 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同条第 7 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

当機構有償資金協力勘定における準備金積立額と国庫納付額

(単位：百万円)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
利益金	102,762	74,363	79,188	77,771	95,645
(準備金積立額)	102,762	74,363	79,188	77,771	95,645
(国庫納付額)	-	-	-	-	-

(3) 資金調達の概要

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っておりません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政融資資金借入金、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政融資資金借入金

2020年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金用途
固定	15年（据置6年後元金均等償還、借入上限 3,642億円）	借入期間に応じ、国債の流通利回りを基準として、償還方法や据置期間等の償還形態の違いを反映した上で財務大臣が決定	有償資金協力業務
固定	20年（据置6年後元金均等償還、借入上限 900億円）		
固定	25年（据置6年後元金均等償還、借入上限 1,000億円）		
固定	30年（据置6年後元金均等償還、借入上限 800億円）		
固定	35年（据置6年後元金均等償還、借入上限 800億円）		
固定	40年（据置6年後元金均等償還、借入上限 400億円）		

(注) 補正予算第1号（2020年4月30日成立）を含む。

(ii) 政府保証外債

当機構は2014年より政府保証外債の発行を開始し、これまでに合計25億米ドルを発行しました。

	発行日	発行額
第1次	2014年 11月 13日	5億米ドル
第2次	2016年 10月 20日	5億米ドル
第3次	2017年 4月 27日	5億米ドル
第4次	2018年 6月 12日	5億米ドル
第5次	2020年 7月 22日	5億米ドル

(iii) 財投機関債

旧JBICの海外経済協力勘定では財投機関債による資金調達を行っていませんでしたが、当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計7,150億円を発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

なお、国際協力機構債券（社会貢献債）の発行は、日本政府のSDGs達成に向けた実施指針である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016年12月22日決定）において、資金動員（国内の民間資金を開発途上国のために動員する）の具体的施策のひとつに位置づけ

られました。「SDGs 実施指針改定版」(2019年12月20日、一部改訂)においても、「環境・社会・ガバナンスの要素を考慮するESG金融やインパクトファイナンス、ソーシャルファイナンス、SDGsファイナンス等と呼ばれる経済的リターンのみならず社会貢献債としてのJICA債の発行など社会的リターンを考慮するファイナンスの拡大の加速化が、SDGs達成に向けた民間資金動員の上で重要である。」とされており、SDGs達成のために民間資金を動員するツールとして明記されています。なお、「持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための具体的施策(付表)」及び「SDGs実施指針改定版」は以下から参照できます。

「持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための具体的施策(付表)」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou2.pdf>

「SDGs実施指針改定版」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/siryoul.pdf>

	発行日	発行額
第1回国際協力機構債券	2008年12月19日	300億円
第2回国際協力機構債券	2009年6月19日	300億円
第3回国際協力機構債券	2009年12月16日	200億円
第4回国際協力機構債券	2010年6月18日	200億円
第5回国際協力機構債券	2010年9月15日	200億円
第6回国際協力機構債券	2010年12月15日	200億円
第7回国際協力機構債券	2011年6月16日	200億円
第8回国際協力機構債券	2011年9月26日	150億円
第9回国際協力機構債券	2011年9月26日	50億円
第10回国際協力機構債券	2011年12月20日	100億円
第11回国際協力機構債券	2011年12月20日	100億円
第12回国際協力機構債券	2012年6月22日	100億円
第13回国際協力機構債券	2012年6月22日	100億円
第14回国際協力機構債券	2012年9月24日	100億円
第15回国際協力機構債券	2012年9月24日	100億円
第16回国際協力機構債券	2012年12月26日	100億円
第17回国際協力機構債券	2012年12月26日	100億円
第18回国際協力機構債券	2013年6月20日	100億円
第19回国際協力機構債券	2013年6月20日	100億円
第20回国際協力機構債券	2013年9月20日	100億円
第21回国際協力機構債券	2013年9月20日	100億円
第22回国際協力機構債券	2013年12月24日	100億円
第23回国際協力機構債券	2014年2月21日	100億円
第24回国際協力機構債券	2014年6月20日	100億円
第25回国際協力機構債券	2014年6月20日	100億円

第 26 回国際協力機構債券	2014 年 9 月 22 日	100 億円
第 27 回国際協力機構債券	2014 年 9 月 22 日	100 億円
第 28 回国際協力機構債券	2014 年 12 月 22 日	100 億円
第 29 回国際協力機構債券	2015 年 6 月 22 日	100 億円
第 30 回国際協力機構債券	2015 年 6 月 22 日	100 億円
第 31 回国際協力機構債券	2015 年 9 月 24 日	100 億円
第 32 回国際協力機構債券	2015 年 9 月 24 日	100 億円
第 33 回国際協力機構債券	2015 年 12 月 21 日	100 億円
第 34 回国際協力機構債券	2016 年 2 月 12 日	100 億円
第 35 回国際協力機構債券	2016 年 6 月 20 日	100 億円
第 36 回国際協力機構債券	2016 年 6 月 20 日	100 億円
第 37 回国際協力機構債券	2016 年 9 月 20 日	200 億円
第 38 回国際協力機構債券	2016 年 9 月 20 日	150 億円
第 39 回国際協力機構債券	2017 年 2 月 20 日	50 億円
第 40 回国際協力機構債券	2017 年 6 月 28 日	100 億円
第 41 回国際協力機構債券	2017 年 6 月 28 日	100 億円
第 42 回国際協力機構債券	2017 年 9 月 20 日	200 億円
第 43 回国際協力機構債券	2017 年 12 月 20 日	200 億円
第 44 回国際協力機構債券	2018 年 6 月 28 日	150 億円
第 45 回国際協力機構債券	2018 年 6 月 28 日	100 億円
第 46 回国際協力機構債券	2018 年 9 月 20 日	200 億円
第 47 回国際協力機構債券	2018 年 12 月 20 日	150 億円
第 48 回国際協力機構債券	2019 年 6 月 20 日	100 億円
第 49 回国際協力機構債券	2019 年 6 月 20 日	100 億円
第 50 回国際協力機構債券	2019 年 9 月 20 日	120 億円
第 51 回国際協力機構債券	2019 年 12 月 20 日	180 億円
第 52 回国際協力機構債券	2020 年 3 月 19 日	100 億円
第 53 回国際協力機構債券	2020 年 6 月 26 日	100 億円
第 54 回国際協力機構債券	2020 年 6 月 26 日	130 億円
第 55 回国際協力機構債券	2020 年 9 月 28 日	100 億円
第 56 回国際協力機構債券	2020 年 9 月 28 日	120 億円

(iv) 交付金

政府は予算の範囲内で、当機構に対して業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することが出来ます（本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府との関係について、⑥財務面での政府関与、(ii)

資金調達」参照)。資金調達と投融资との逆鞘による赤字を補填することを目的として、海外経済協力基金法に基づき、1984年度から1998年度まで毎年交付実績があります。また、2003年度以降2009年度までは、「債務救済方式の見直し」の実施のため、財政基盤安定の観点より交付金が計上されました。

(v) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定の過年度の資金調達実績及び2020年度予算（補正後）は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績	2018年度 実績	2019年度 実績	2020年度 予算 (補正後)
財政投融资	2,973	2,540	4,576	3,866	2,319	8,202
うち財政融資資金借入金	2,973	2,030	4,026	3,321	2,319	7,542
うち政府保証債		510	550	545	0	660
政府一般会計からの出資金	483	1,301	452	460	673	475
財投機関債	600	600	600	600	600	800
回収金等によるその他自己 資金等	5,659	4,605	5,758	5,967	7,483	7,023
合 計	9,715	9,046	11,385	10,894	11,075	16,500

4. 関係会社等の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等により当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1. 令和2 事業年度上半期財務諸表（有償資金協力勘定）、附属明細書(13)関連会社の明細」及び「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1 令和2 事業年度上半期財務諸表(法人単位)、附属明細書(18)関連会社及び関連公益法人等の明細」をご参照下さい。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること（海外投融資）が含まれます（JICA 法第13条第1項第2号ロ）。2019年度は、「五常・アンド・カンパニー」、「I&P Afrique Entrepreneurs II LP」、「Women's World Banking Capital Partners II」に対して、新たに投資契約を締結しました。また、2020年度は、2020年11月末までに、「COVID-19 Emerging & Frontier Markets MSME Support Fund」に対して、新たに投資契約を締結しました。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応が困難な案件について、内容を精査しつつ積極的に取組んでいきます。

(2) 【参考】当機構の出資案件は、以下のとおりです。

①関係会社等の状況

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金	議決権の保有割合 (%)	相手国又は対象地域
アマゾンアルミナ・アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニウム株式会社	アマゾン地域におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	1978年8月	55,285百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造合弁事業	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	1979年12月	2,310百万円	30.0	サウジアラビア
サウジアラビア石油化学製品製造合弁事業	サウディ石油化学株式会社	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造	1981年6月	14,200百万円	37.1	サウジアラビア
バングラデシュKAPCO肥料製造合弁事業	カフコジャパン投資株式会社	チッタゴン市における尿素及びアンモニアの製造	1990年7月	5,024百万円	46.4	バングラデシュ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ株式会社	南スマトラ・ピリンピン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、パルプを生産する	1995年4月	100百万円	42.7	インドネシア
パキスタン貧困層向けマイクロファイナンス事業	The First Microfinance Bank Limited- Pakistan (FMFB-P)	FMFB-Pがマイクロファイナンス事業をパキスタン国内で拡大するにあたり、必要となる資金を当機構が海外投融資を通じて支援するもの	2012年4月	2,731百万パキスタンルピー	8.8	パキスタン
ミャンマー国ティラワ経済特別区(Class A区域)開発事業	Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.	ヤンゴン市近郊に位置するティラワ経済特別区 (SEZ) において、早期開発区域の工業団地開発・販売・運営事業を支援するもの	2015年3月	27百万米ドル	10.0	ミャンマー
日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド	Japan ASEAN Women Empowerment Fund	ASEAN 諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資	2016年9月	241百万米ドル	非公表	アジア
サブサハラ・アフリカ地域オフグリッド太陽光事業	WASSHA 株式会社	サブサハラ・アフリカの未電化地域における LED ランタンの充電・レンタル事業	2016年10月	100百万円	非公表	アフリカ
イーストウエスト医科大学病院事業	Ship Aichi Medical Service Limited	バングラデシュ・ダッカにおける民間総合病院の設立・運営	2019年5月	3,393百万タカ	16.5	バングラデシュ
金融アクセス向上マイクロファイナンス事業	五常・アンド・カンパニー株式会社	開発途上地域におけるマイクロファイナンス事業の出資・運営	2019年9月	3,382百万円	3.0	開発途上地域

②その他出資案件の状況

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	ファンド想定規模等	議決権の保有割合 (%)	相手国又は対象地域
炭素基金事業 (世銀/炭素基金)	Prototype Carbon Fund	世界銀行が地球温暖化防止、発展途上国・移行経済国の持続的開発促進のため企画した信託基金。本ファンド資金は、CO2等温室効果ガス削減効果のある開発事業実施のために利用され、そこで得られた排出権を出資者に還元	2000年 6月	220 百万米ドル (注)	5.6	—
中南米 省エネ・再生可能エネルギー事業	MGM Sustainable Energy Fund, L.P.	コロンビア、メキシコ及び中米・カリブ地域を対象に省エネリース事業及び一部再エネ (中規模～10MW程度太陽光発電等) 事業を行うファンドに対する出資を行う	2015年 1月	63 百万米ドル	非公表	中南米
アジア気候変動対策ファンド	Asia Climate Partners LP	アジア諸国において再生可能エネルギー、クリーンテクノロジー、天然資源利用の効率化、水資源、農業、林業等の事業分野で、環境や社会に貢献しうる企業へ投資するもの	2015年 12月	448 百万米ドル	非公表	アジア
中東・北アフリカ支援ファンド	IFC Middle East and North Africa Fund, LP	中東・北アフリカ地域において金融、インフラ、製造等の事業に従事する企業・事業へ投資するもの	2016年 6月	108 百万米ドル	非公表	中東・北アフリカ
アジアインフラパートナーシップ信託基金	Leading Asia's Private Infrastructure Fund	アジア諸国において官民連携パートナーシップ (PPP) 等による質の高いインフラ開発事業を支援するもの	2017年 1月	1,500 百万米ドル	非公表	アジア
中南米省エネ・再生可能エネルギー事業II	MGM Sustainable Energy Fund L.P. II	中南米・カリブ地域を中心とする開発途上地域における様々な省エネ事業や再生可能エネルギー事業に投融資するファンド	2019年 5月	125 百万米ドル	非公表	中南米
サブサハラ・アフリカ地域中小企業支援インパクト投資事業	I&P Afrique Entrepreneurs II LP	サブサハラ・アフリカ地域の中小企業等への投融資を行うファンド	2020年 1月	92 百万ユーロ	非公表	アフリカ
女性の金融アクセス向上事業	Women's World Banking Capital Partners II LP	開発途上地域における女性向け金融サービスを提供する金融機関へ投融資するファンド	2020年 8月	75 百万米ドル	非公表	開発途上地域
COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド	COVID-19 Emerging & Frontier Markets MSME Support Fund	新型コロナウイルス (COVID-19) 感染拡大の影響緩和を目的として、開発途上地域の中小零細企業向けに金融サービスを提供するマイクロファイナンス機関へ融資するファンド	未了	350 百万米ドル	非公表	開発途上地域

(注) 世銀/炭素基金への出資に関しては、直近の決算期における当該ファンド全体の拠出金累計額を記載しています。

5. 職員の状況

	2020年12月1日現在
職員数	1,942名

第2 事業の状況

1. 2019年度の事業概要

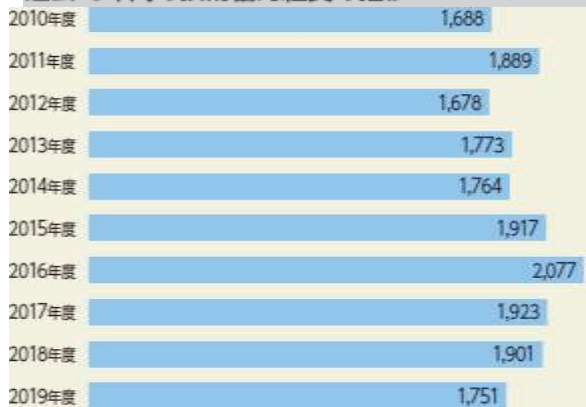
① 総括

2019年度の当機構事業実績として、有償資金協力承諾額は15,232億円であり、前年度に比べ20.3%（2,571億円）増となりました。技術協力経費は1,751億円で前年度に比べ7.9%（150億円）減、無償資金協力の事業規模は2019年度総額856億円と前年度に比べて13.1%（129億円）減となりました。

過去10年間の有償資金協力承諾額の推移（単位：億円）



過去10年間の技術協力経費の推移（単位：億円）



過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移（単位：億円）



(注) 図表及び本文中の各実績額は小数第1位四捨五入のため、合計値が合わないことがあります。

② 地域別の実績構成比

下表は2019年度に当機構が実施した技術協力、有償資金協力、無償資金協力の地域別の実績を表しています。

技術協力について、その地域別の実績をみると、アジア35.7%、アフリカ18.9%、北米・中南米7.8%の順で割合が大きくなっています。なお、その他30.2%には国際機関や国・地域をまたぐもの（全世界）などが含まれています。

また、2019年度の新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア81.6%、アフリカ7.9%、中東7.2%の順となっています。2018年度から変わらず、アジアの比率が高くなっています。

一方、無償資金協力では、アジア49.8%、アフリカ37.0%、北米・中南米6.6%と、2018年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。



③ 分野別の実績構成比

下表は2019年度の分野別の実績構成比(金額ベース)を示しています。技術協力について、その実績を分野別にみると、公共・公益事業22.6%、人的資源11.2%、農林水産10.6%の順となっています。

有償資金協力については、鉄道・道路・港湾など運輸分野への協力実績が36.0%と一番多く、次いで電力・ガスが32.3%、社会的サービスが22.5%、農林・水産業が4.1%、プログラム型借款が2.4%となっています。

無償資金協力については、公共・公益事業の協力実績が51.0%と一番多く、次いで保健・医療が17.5%、教育・文化といった人的資源が14.9%、農林水産が6.7%となっています。



④ 形態別の人数実績と推移

2019年度の当機構の事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入(新規)が1万2,187人、専門家派遣(新規)が8,012人、調査団派遣(新規)が5,257人、青年海外協力隊/海外協力隊派遣(新規)が999人、その他海外協力隊派遣(新規)が152人でした。



2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 当機構のビジョン

近年、テロや気候変動への対応など、開発課題はますます多様化、複雑化しています。このような中、人々が明るい未来を思い描き、自分の持つ可能性を發揮できる社会を作っていくことは、開発協力機関としての至上命題です。この認識の下、これまでも当機構が大切にしてきた「信頼」をキーワードとし、「世界を信頼でつなぐ」という、新たなビジョンを2017年7月に策定しました。



(2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

当機構は、我が国の ODA を一元的に行う実施機関として、開発協力大綱を始めとする関連政策、及び国内外の情勢や各種公約を踏まえ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献すべく、効果的な開発協力事業の実施に取り組んでいきます。

① ODA に関する政策目標

- ・「開発協力大綱」(2015 年 2 月 10 日閣議決定)

政府開発援助(ODA)大綱(1992 年 6 月閣議決定、2003 年改定)は我が国の ODA 政策の根幹をなす文書として重要な役割を果たしてきましたが、我が国の ODA が更なる進化を遂げるべく政府開発援助(ODA)大綱が改訂され開発協力大綱が閣議決定されました。開発協力大綱では、グローバル化に伴う課題やリスクが増大し、紛争等により脆弱になる国がある一方で、新興国が台頭する等、開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発分野での新興国や民間資金のプレゼンスがますます増大しつつあるなかでの日本の開発協力の方向性が示されています。

「開発協力大綱」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067688.pdf>

- ・「国家安全保障戦略」(2013 年 12 月 17 日閣議決定)

同戦略は我が国の国家安全保障に関する基本方針として定められ、国際協調主義に基づく積極的平和主義を推進する手段として ODA を活用し、普遍的価値の追求、地球規模課題の解決等を実践していくことが示されています。

「国家安全保障戦略」

<http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou.html>

- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」(骨太方針 2020)(2020 年 7 月 17 日)

同方針においては、持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献の方針として「今後の 10 年を 2030 年の目標達成に向けた「行動の 10 年」とすべく、人間の安全保障の理念に基づき、具体的な取組を加速する。特に、質の高いインフラ、環境・気候変動・エネルギー、保健といった分野で関連する取組や投資を強化し、世界をリードする。女性、防災、教育、デジタル化及び水循環といった分野でも、SDGs の取組を進める。」との基本方針が示されています。また、国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力の方針として、「感染症の更なる拡大と我が国への流入を阻止するため、WHO をはじめ国際機関とも連携しながら、国際的な協力体制作り、感染症拡大の可能性が高い国の医療体制や公衆衛生の向上を支援する。特に、保健システムが脆弱な発展途上国に対し、医療・保健分野における無償資金協力や医薬品・物資支援、技術協力等国際協力の一層の拡大を図る。」との基本方針が示されています。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020(骨太の方針)」

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2020/decision0717.html>

- ・「成長戦略実行計画」及び「成長戦略フォローアップ」(2020 年 7 月 17 日閣議決定)

成長戦略実行計画及び同フォローアップにおいては、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等の普及・実践のため、公的金融機関・国際開発金融機関等を通じた質の高い案件の組成、債務管理能力等の構築、ライフサイクルコストの評価指標の普及、ガバナンス面等の透明性及び持続可能性を重視する取り組みや、SDGs 達成に向けたイノベーションの創出促進等に取り組むことが示されています。

「成長戦略実行計画」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/ap2020.pdf>

「成長戦略フォローアップ」

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2020/0717/shiryu_04.pdf

・「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」

同戦略は日本経済の成長に向けて、新興国等の膨大なインフラ需要を我が国の成長に取りこむために、ODAを含む官民一体となった取組を推進していくことが示されており、その施策として、以下が柱として掲げられています。

- (1) 官民一体となった競争力強化
- (2) 受注獲得に向けた戦略的取組
- (3) 質の高いインフラの推進
- (4) 幅広いインフラ分野への取組

「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai47/siryu3.pdf>

② ODAに関する国際公約

・「持続可能な開発目標(SDGs)」

2015年9月に国連持続可能な開発サミットにおいて、「ミレニアム開発目標(MDGs)」の後継である「持続可能な開発目標(SDGs)」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。MDGsでは、「社会」(教育、保健、ジェンダー平等等)に関するゴールが多くを占めていましたが、SDGsでは、その後顕在化した格差、気候変動、都市問題などの課題の解決を目指し、「誰一人取り残さない」の考え方の下に、「環境」(エネルギー、気候変動、持続可能な生産と消費等)及び「経済」(経済成長・雇用、インフラ・産業等)に関するゴールが追加されており「社会」、「環境」、「経済」の3側面に配慮しつつ、政府、国際機関、市民社会、民間セクター等の連携を一層強化し、持続可能な開発を目指すことが示されています。

「持続可能な開発目標(SDGs)」

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

・「第7回アフリカ開発会議(TICAD 7)」

2019年8月28日から30日にかけて、横浜にてアフリカ53か国、開発パートナー諸国、国際機関の代表並びに民間セクターやNGO等市民社会の代表等が参加したTICAD7が開催され、成果文書として「横浜宣言」が採択されました。

安倍総理大臣(当時)からは過去3年間で200億ドル規模だった対アフリカ民間投資が今後更に大きくなるよう、政府として全力を尽す旨を表明し、企業側からもアフリカ事業の積極的推進にコミットがありました。また、「TICAD 7における日本の取組」として、経済、社会、平和と安定という3つの柱にかかわる取組を通じて、アフリカにおける包括的かつ持続可能な開発を支援することが発表されました。

「第7回アフリカ開発会議(TICAD 7)」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/af2/pagelw_000185.html

・「G7伊勢志摩サミット」

2016年5月26日及び27日に、三重県の伊勢志摩にて安倍総理大臣(当時)の議長の下で開催され、議論の結果を踏まえ「G7伊勢志摩首脳宣言」が発出されました。また、日本政府からは、SDGsへの貢献策として質の高いインフラ投資、国際保健、女性の活躍推進や難民支援の実施等が表明されました。

「G7伊勢志摩サミット」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001562.html

・「G20 大阪サミット」

2019年6月28日及び29日に大阪で「G20 大阪サミット」が開催され、G20 メンバー国に加え、8つの招待国と9つの国際機関の代表が参加し、国内で開催した史上最大規模の首脳会議となりました。同サミットでの議論の結果をふまえ、「G20 大阪首脳宣言」及び「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」を含む16の附属文書が採択されました。同宣言では、グローバル金融における財務持続可能性確保の重要性、女性のエンパワメント強化、食料安全保障及び栄養改善への取組の重要性、海洋プラスチック対策の「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」等について取り組んでいくことが表明されました。

「G20 大阪サミット」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/jp/>

・「第8回太平洋・島サミット」

2018年5月18日及び19日に福島県いわき市にて開催され、「繁栄し自由で開かれた太平洋に向けたパートナーシップ」をテーマに、日本、島嶼14カ国、ニュージーランド、豪州等、19カ国・地域的首脳等が参加しました。同サミットでは、(ア)法の支配に基づく海洋秩序、持続可能な海洋、(イ)強靱かつ持続可能な発展、(ウ)人的往来・交流の活性化、(エ)国際場裡における協力の4つの議題を中心に議論が行われ、成果として「PALMS 首脳宣言」を採択しました。また、日本政府からは、今後3年間で従来同様のしっかりとした開発協力を実施することを約束するとともに、成長と繁栄の基盤は人作りであるとの考え方にに基づき、今後3年間で、5,000人以上の人的育成・交流に取り組むことを表明しました。

「第8回太平洋・島サミット」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/page25_000943.html

(3) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

(4) 環境社会配慮ガイドライン

当機構は、2010年4月1日付で「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を公布の上、2010年7月1日より施行し、同日以降に要請を受領した案件に適用しています。なお、同日以前に要請を受領した案件には、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月制定)及び「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004年4月制定)を適用しています。

JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)における主な改訂点として、①有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトに共通の手続きを設定、②情報公開の拡充、③住民移転や先住民族をはじめとした環境社会配慮要件の強化、④外部の専門家(環境社会配慮助言委員会)の関与拡大、が挙げられます。これらにより、より質の高い環境社会配慮の実施を行うと共に、透明性と説明責任をより一層高めています。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は2020年12月1日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

有償資金協力業務（円借款等）を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。当機構は、このようにさまざまなリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応に努めておりますが、当該リスクが顕在化した場合は、当機構の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の動向によっては、主に信用リスクの顕在化により当機構の業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府、政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

なお、2020年3月に世界銀行及び国際通貨基金（IMF）が一部の開発途上国の流動性のニーズを支援することを目的として、一時的な債務支払猶予を求める書簡を公表し（債務支払猶予イニシアティブ（DSSI））、2020年4月には20か国財務大臣・中央銀行総裁会議、パリクラブ（主要国債権国会合）において同イニシアティブが支持されました。さらに、2020年10月～11月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及び同特別会合において、同イニシアティブに基づく債務支払猶予期間の2021年6月末までの6か月間の延長、及び今後の必要に応じたケースバイケースの債務再編措置の実施が合意されました。これら同イニシアティブに基づく債務支払猶予は、当機構の利息収入等に影響を与えており、同イニシアティブの動向によっては今後も影響を与える可能性があります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響について、当機構は、各地域で社会的距離の確保が2021年に入っても継続するなか、ワクチン接種や、治療法の改善が広がることで徐々に解消し、経済活動も漸次回復していくとの仮定を置いています。当該仮定については、国際通貨基金が2020年10月に公表した世界経済見通し（WEO）のベースラインシナリオとも整合しています。なお、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて悪化する事象等が生じる場合には、信用格付の低下を通じて当下半年以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を与える可能性があります。

(i) 信用格付

JICA は独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を行い、随時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権等を適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICA では査定のための内部規程などを整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

(iii) 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはバリクラブ等国際的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款等に伴い発生しうる為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、JICA の信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融资資金借入、財投機関債発行等の多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

(2) その他のリスク

有償資金協力業務では、日本政府の政策に沿って、開発途上地域の経済成長や貧困削減に向け、円借款や海外投融資を通じた協力を行っており、その政策の実現に向けた貢献に伴う、利息収支の低下や附帯する業務の増加が、財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICA においてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、各プロセスにおける再鑑の徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実及びシステム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。

また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。

また、内外の不正等防止のため、コンプライアンスに係るプログラムを作成・推進し、マニュアル等を作成の上、役職員及び関係者のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

上記に加え、経営層によるリスクの把握のために、役員等から委員が構成される「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」をそれぞれ実施しています。「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの状況及び体制等を確認し、「リスク管理委員会」では、個々のオペレーショナルリスクの状況を把握し、具体的な方策の検討や審議を行っています。

② 日本政府の政策の推進及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また当機構は、通則法、JICA 法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

(i) 「独立行政法人通則法」の改正について

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、2015 年 4 月 1 日より施行されています。また、同法及び同法の施行に併せて整備された政令・省令に基づき、同年 4 月 1 日付で業務方法書を改定すると共に、内部統制や監事の機能強化に係る規程を整備しました。引き続き、政省令や各種通知を踏まえつつ、当機構として適切に対応する所存です。

(ii) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について

2009 年 11 月、2010 年 4 月から 5 月、2010 年 11 月に、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、2010 年 12 月 7 日には、各独立行政法人が講ずべき措置をまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されました。当機構では、本基本方針に沿って事務・事業の見直しを行っており、殆どが措置済となっています。取組状況は、当機構のホームページで公表しています。

https://www.jica.go.jp/information/info/2017/20171204_01.html

(iii) 行政事業レビューについて

2018 年度には、運営費交付金で実施している技術協力(開発協力の重点課題)が秋の行政事業レビューの対象となり、予算執行管理問題を受けた再発防止策の実施状況に係る継続的なモニタリングの必要性、コンサルタント選定の競争性の確保及び予算管理の徹底、国益に資する案件選定及び事業評価の実施の観点から国別開発協力方針の迅速な改定等のコメントを得ました。当機構は、本レビューにおけるコメントを真摯に受け止め、引続き効率的・効果的な事業実施に取り組んでいます。

行政事業レビューについては内閣官房行政改革推進本部事務局のホームページで公表さ

れています。

(内閣官房行政改革推進本部事務局)

<http://www.gyoukaku.go.jp/review/aki/H30/2nd/index.html>

(iv) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013年12月24日閣議決定)において、当機構が講ずべき措置としては以下4項目があげられています。

- ・ 中期目標管理型の法人とする。
- ・ 当機構と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。
- ・ 政府開発援助の事業が適正かつより効率的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。
- ・ 施設のさらなる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

当機構としては、同閣議決定で講ずべき措置とされた事項について、引き続き真摯に対応していく所存です。独立行政法人改革等に関する基本的な方針の取組状況については総務省のホームページで公表されています。

(総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/dokuritu/02gyokan03_03000038.html

(4) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第4条において、当機構が旧JBICの義務を承継した時は、当該承継の時において発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既発債券の残高は以下のとおりです。(2020年3月31日時点)

なお、2011年4月28日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています。

財投機関債	40,000,000,000円
-------	-----------------

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1. 2020年度上半期財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

2020年度上半期の当期総利益は、283億円（前年同期比171億円減）となりました。2020年度上半期末の資産合計は13兆688億円（前年度末比2,433億円増）、負債合計は3兆823億円（同1,721億円増）、純資産合計は9兆9,865億円（同712億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

	2019年度上半期	2020年度上半期	(単位:億円) 2019年度
貸付金利息	677	625	1,317
受取配当金	88	1	159
貸倒引当金戻入	0	0	199
偶発損失引当金戻入	11	2	72
その他	44	20	77
経常収益合計	820	648	1,825
借入金利息	67	58	217
債券利息	48	43	95
貸倒引当金繰入	29	24	0
業務委託費	91	62	291
その他	131	178	265
経常費用合計	366	365	868
臨時損益	△0	△0	△0
当期総利益	454	283	956

※ 四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります。

(3) 貸借対照表の概要

	2019年度	2020年度上半期	(単位:億円)
貸付金	126,148	127,287	
貸倒引当金	△1,421	△1,444	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	871	871	
貸倒引当金	△871	△871	
投資有価証券・関係会社株 式・金銭の信託	1,035	1,258	
その他資産	2,492	3,588	
資産合計	128,255	130,688	
財政融資資金借入金	20,692	21,548	
債券	7,907	8,863	
偶発損失引当金	20	18	
その他負債	482	394	
負債合計	29,102	30,823	
政府出資金	81,507	81,676	
準備金	17,039	17,995	

当期末処分利益	956	283
その他純資産	△350	△ 90
純資産合計	99, 153	99, 865

※ 四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります。

【参考】貸出金等の状況

独立行政法人国際協力機構は、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「金融再生法」という。）の適用を受けませんが、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、資産自己査定を実施しています。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります（注1）。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先（要管理先）となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

（注1） 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）等の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、2020年9月末時点で、パリクラブにおいて合意済かつ債務繰延契約締結済の対象元本残高は628,003百万円となっています。2020年4月15日および10月14日に20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明で発表された債務支払猶予イニシアティブに基づき支払猶予が合意された債権は、今後債務繰延契約を締結した後に、この金額に含まれていくこととなります。

① リスク管理債権（注2）

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権（注3）

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

(ii) 延滞債権（注3）

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。

(単位：百万円)

	2020年3月期	2020年9月期
破綻先債権	—	—
延滞債権	87,063	87,063
3ヶ月以上延滞債権	—	242
貸出条件緩和債権	473,524	471,536
合計(1)	560,587	558,841
貸付金残高合計(2)	12,701,909	12,815,716
(1) / (2)	4.41%	4.36%

(注2) 各債権に含まれる繰延べ対象元本残高は、上表に掲げた延滞債権額87,063百万円のうち22,306百万円、貸出条件緩和債権額471,536百万円のうち442,011百万円、となっています。なお、その他の繰延べ対象元本残高172,789百万円はリスク管理債権以外の債権に含まれます。

(注3) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロの枠組みの中で、外国の公的債務者に対する債権に関し、(1) 期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、(2) 期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、(3) 期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示することが定められています。一方、当機構の開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の分類では「延滞債権」に含めています。

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況(注4)

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融再生法による開示基準(金融再生法施行規則第4条)に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3 カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3 カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3 カ月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		2020年 3月期	2020年 9月期
貸出金等※ (総与信に占める 比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	87,063 (0.68)	87,063 (0.68)
	要管理債権	473,524 (3.72)	471,778 (3.67)
	小計	560,587 (4.40)	558,841 (4.35)
	正常債権	12,168,053 (95.60)	12,286,785 (95.65)
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	87,063	87,063
	要管理債権	54,608	51,717
	小計	141,671	138,780
	要管理債権以外の債権に 対する一般貸倒引当金	87,441	92,699
	特定海外債権 引当金	3	5
合計	229,116	231,484	
担保・保証等	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	小計	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	87,063 (100.00)	87,063 (100.00)
	要管理債権	54,608 (11.53)	51,717 (10.96)
	小計	141,671 (25.27)	138,780 (24.83)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注4) 各債権に含まれる繰延べ対象元本残高は、上表に掲げた危険債権額 87,063 百万円のうち 22,306 百万円、要管理債権額 471,778 百万円のうち 442,011 百万円、正常債権額 12,286,785 百万円のうち 172,789 百万円、となっています。

4-2. 2019 年度財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

(1) 概観

2019年度の当期総利益は、956億円（前年同期比179億円増）となりました。2019年度末の資産合計は12兆8,255億円（前年度末比1,945億円増）、負債合計は2兆9,102億円（同226億円増）、純資産合計は9兆9,153億円（同1,719億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

(単位:億円)

	2018 年度	2019 年度
貸付金利息	1,382	1,317
受取配当金	209	159
貸倒引当金戻入	-	199
偶発損失引当金戻入	13	72
その他	73	77
経常収益合計	1,677	1,825
借入金利息	165	217
債券利息	93	95
貸倒引当金繰入	18	0
業務委託費	339	291
その他	284	265
経常費用合計	899	868
臨時損益	0	0
当期総利益	778	956

(3) 貸借対照表の概要

(単位:億円)

	2018 年度末	2019 年度末
貸付金	123,003	126,148
貸倒引当金	△1,658	△1,421
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	871	871
貸倒引当金	△832	△871
投資有価証券・関係会社株 式・金銭の信託	909	1,035
その他資産	4,017	2,492
資産合計	126,309	128,255
財政融資資金借入金	20,374	20,692
債券	8,002	7,907
偶発損失引当金	93	20
その他負債	407	482

負債合計	28,876	29,102
政府出資金	80,834	81,507
準備金	16,261	17,039
当期末処分利益	778	956
その他純資産	△440	△350
純資産合計	97,433	99,153

【参考】貸出金等の状況

当機構は、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「金融再生法」という。）の適用を受けませんが、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、資産自己査定を実施しています。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、パリクラブ合意に基づき債務繰延べを行うことがあります（注1）。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は IMF との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

(注1) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、パリクラブ等の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、2020年3月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は 653,652 百万円となっています。

① リスク管理債権（注2）

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権（注3）

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

(ii) 延滞債権（注3）

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図るこ

とを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3 カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3 カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3 カ月以上延滞債権」に該当しないものです。

(単位：百万円)

	2019年 9 月期	2020年 3 月期
破綻先債権	—	—
延滞債権	87,063	87,063
3 ヶ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	586,910	473,524
合計 (1)	673,973	560,587
貸出金残高合計 (2)	12,362,788	12,701,909
(1) / (2) (%)	5.45%	4.41%

(注2) 各債権に含まれる繰り延べ対象元本残高は、上表に掲げた延滞債権額 87,063 百万円のうち 22,306 百万円、貸出条件緩和債権額 473,524 百万円のうち 443,612 百万円、となっています。なお、その他の繰り延べ対象元本残高 187,714 百万円はリスク管理債権以外の債権に含まれます。

(注3) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロの枠組みの中で、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前 3 年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前 3 年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示することが定められています。一方、当機構の開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の分類では「延滞債権」に含めています。

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況 (注 4)

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 (平成 10 年法律第 132 号。以下、「金融再生法」といいます。) による開示基準 (金融再生法施行規則第 4 条) に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3 カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3 カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除きます。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3 カ月以上延滞債権」を除きます。）をいいます。）です。

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		2019年 9月期	2020年 3月期
貸出金等※ (総与信に占める 比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	87,063 (0.70)	87,063 (0.68)
	要管理債権	580,910 (4.74)	473,524 (3.72)
	小計	673,973 (5.44)	560,587 (4.40)
	正常債権	11,716,965 (94.56)	12,168,053 (95.60)
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	87,063	87,063
	要管理債権	42,293	54,608
	小計	129,356	141,671
	要管理債権以外の債権に 対する一般貸倒引当金	122,130	87,441
	特定海外債権 引当金	438	3
合計	251,924	229,116	
担保・保証等	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	小計	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	87,063 (100.00)	87,063 (100.00)
	要管理債権	42,293 (7.21)	54,608 (11.53)
	小計	129,356 (19.19)	141,671 (25.27)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注4) 各債権に含まれる繰り延べ対象元本残高は、上表に掲げた危険債権額 87,063 百万円のうち 22,306 百万円、要管理債権額 473,524 百万円のうち 443,612 百万円、正常債権額 12,168,053 百万円のうち 187,714 百万円、となっています。

4-3. 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは、財政投融資を活用している事業について、一定の前提条件（将来金利、事業規模など）を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したものです。

なお、算出された政策コストは、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担を示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

(2) 当機構の2019年度政策コスト分析結果（2020年7月13日公表）

政策コスト	分析期間
△1,884億円	48年間

上記の数字は、2018年度末時点の出融資残高12兆4,783億円に加え、2019・2020年度の出融資計画（2兆7,950億円）に基づき出融資を実行した場合の全貸付金回収までの48年間を分析期間としています。

5. 経営上の重要な契約等

該当するものではありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

2019年度は合計で2,581百万円の設備等支出を行いました。また、2019年度中に処分した設備等の2019年度末帳簿価額合計は1,019百万円となっております（有償資金協力勘定のみ）。

2. 主要な設備の状況（2019年度末）

（単位：百万円）

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
事務所・舎 宅等	東京都他	8,353.59 m ²	6,612	2,136	621	0	9,369

（注）有償資金協力勘定のみ。

3. 設備の新設、除却等の計画

当機構の主要な設備等への支出・除却計画については中期計画等に基づき検討していきます。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度末比増減	年度末資本金残高	摘要
2008 年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。
2009 年度末	127,300	7,601,489	
2010 年度末	104,400	7,705,889	
2011 年度末	38,553	7,744,442	
2012 年度末	37,635	7,782,077	
2013 年度末	50,022	7,832,098	
2014 年度末	45,017	7,877,115	
2015 年度末	48,260	7,925,375	
2016 年度末	129,305	8,054,680	
2017 年度末	45,180	8,099,860	
2018 年度末	46,010	8,145,870	
2019 年度末	67,310	8,213,180	

(注) 当機構は、2003年10月1日に独立行政法人国際協力機構として設立された際、政府（一般会計）からの出資金として、88,508百万円を受入れております。

2. 役員状況（2020年12月1日現在）

【役員の定数】 JICA法第7条の規定により、理事長1人、副理事長1人以内、理事8人以内、監事3人。

【役員の任期】 通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。

JICA法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。

【役員の名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	北岡 伸一	2015年10月1日 (再任)	1985年 立教大学法学部教授 1997年 東京大学法学部教授 2004年 特命全権大使（日本政府国連代表部次席代表） 2012年 政策研究大学院大学教授 2012年 国際大学学長 2015年 国際協力機構理事長
副理事長	山田 順一	2020年5月23日	1982年 海外経済協力基金採用 2008年 国際協力機構中東・欧州部長 2012年 国際協力機構企画部長 2013年 国際協力機構上級審議役 2017年 国際協力機構理事 2020年 国際協力機構副理事長
理事	植嶋 卓巳	2018年12月1日 (再任)	1982年 国際協力事業団採用 2008年 国際協力機構企画部次長 2010年 国際協力機構調達部長 2013年 国際協力機構産業開発・公共政策部長 2015年 国際協力機構理事長室長 2018年 国際協力機構理事
理事	天野 雄介	2019年4月1日	1989年 建設省入省 2011年 国際協力機構地球環境部参事役 2013年 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 国際室長 2016年 国土交通省総合政策局海外プロジェクト推進課 国際建設管理官 2018年 国土交通省水管理・国土保全局下水道部 流域管理官 2019年 国際協力機構理事
理事	萱島 信子	2019年10月1日	1982年 国際協力事業団入団 2014年 国際協力機構客員専門員（教育） 2016年 国際協力機構研究所副所長 2018年 国際協力機構上級審議役兼研究所長 2018年 国際協力機構上級審議役兼研究所主席研究員 2019年 国際協力機構理事
理事	横山 正	2019年10月1日	1988年 大蔵省入省 2013年 財務省国際局地域協力課長 2014年 財務省国際局開発機関課長 2015年 アフリカ開発銀行アジア代表東京事務所長 2019年 財務省大臣官房企画調整主幹 2019年 国際協力機構理事

理事	中澤 慶一郎	2020年5月23日	1987年 海外経済協力基金採用 2014年 国際協力機構東南アジア・大洋州部審議役 2015年 国際協力機構ミャンマー事務所長 2017年 国際協力機構南アジア部長 2018年 国際協力機構企画部長 2020年 国際協力機構理事
理事	柴田 裕憲	2020年7月1日	1987年 外務省入省 2011年 外務省国際情報統括官組織第一国際情報官 2013年 在フィリピン日本国大使館公使 2015年 在ドイツ日本国大使館公使 2018年 経済産業省 大臣官房審議官（通商戦略担当） 2020年 国際協力機構理事
理事	中村 俊之	2020年10月1日	1989年 国際協力事業団採用 2014年 国際協力機構総務部審議役 2016年 国際協力機構企画部審議役兼総務部審議役 2017年 国際協力機構産業開発・公共政策部長 2020年 国際協力機構ガバナンス・平和構築部長 2020年 国際協力機構理事
理事	山中 晋一	2020年10月1日	1984年 海外経済協力基金採用 2012年 国際協力機構人事部審議役 2014年 国際協力機構中東・欧州部長 2016年 国際協力機構企画部長 2018年 国際協力機構インドネシア事務所長 2020年 国際協力機構理事
監事	町井 弘実	2014年1月1日	1975年 株式会社日本長期信用銀行入行 2000年 株式会社日本長期信用銀行監査役室長 2007年 ING Direct Services株式会社監査部長 2010年 日本年金機構監査部長 2013年 SGアセットマックス株式会社コンプライアンス・オフィサー 2014年 国際協力機構監事
監事	早道 信宏	2017年7月1日	1979年 日本専売公社入社 1999年 J Tインターナショナル取締役兼副CFO 2005年 日本たばこ産業（株）監査部長 2010年 J T財務サービス（株）代表取締役常務 2017年 パナソニックヘルスケアホールディング（株）内部監査室主幹 2017年 国際協力機構監事
監事	戸川 正人	2019年2月1日	1984年 国際協力事業団採用 2010年 国際協力機構ラオス事務所長 2013年 国際協力機構国際協力人材部審議役 2013年 国際協力機構国際協力人材部長 2016年 国際協力機構人事部長 2019年 国際協力機構監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府との関係について」をご参照下さい。

(2) 業務運営の評価

当機構の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績の評価は、2015 年 4 月 1 日に施行された改正通則法（第 32 条）により、主務大臣が行うこととなっております。主務大臣による評価に先立ち、当機構は中期計画（「中期計画」については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府との関係について、③中期目標・中期計画について」ご参照）期間中の業務実績を毎年、自己評定を含む業務実績等報告書としてとりまとめ、主務大臣に提出、公表しています。また、主務大臣の評価結果は公表されることとなっております。

(3) 内部管理等の体制

（理事会の運営）

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

（監事監査）

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため理事会に出席し意見を述べることができます。なお、監事監査報告はホームページ上で公表しています (<https://www.jica.go.jp/disc/audit/index.html>)。

（内部監査について）

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

（コンプライアンス態勢について）

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部室長により構成されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組を通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

（役員報酬について）

当機構が 2019 年度において役員に支払った報酬額は総額で 240,724 千円です。

(4) リスク管理について

金融業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の様々なリスクを伴います。当機構は開発援助機関として有償資金協力業務を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、当機構の有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図ることを目的と定め、その目的に資するため有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書「第2 事業の状況、3. 事業等のリスク」をご参照ください。

第 5 経理の状況

1. 当機構の財務諸表

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、独立行政法人国際協力機構法第 28 条第 1 項に定める財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書ですが、同条第 2 項に基づき、附属明細書をまた独立行政法人会計基準第 42 条に基づき作成する行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類を含めて掲載しています。

- (注1) 当機構は該当する特定関連会社を有していないことから、連結財務諸表は作成しておりません。
- (注2) 独立行政法人会計基準第 42 条に基づき作成する行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類は、事業年度ごとに作成しております。